

3. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料 2】

【許可更新】

- ① 天王宮児童遊園地（川西市）
- ② 第 1 号猪名川河川敷緑地（伊丹市）
- ③ 猪名川・藻川自転車歩行者専用道路休憩施設（おおぞら広場）（尼崎市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

① 天王宮児童遊園地（川西市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	天王宮児童遊園地		
2. 今回申請種別	報告案件		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 11.4k+130m～11.6k+10m 目的：公園 占用面積：1,036.47 m ² (兵庫県側：691.05 m ² 、大阪府側：345.42 m ²) 工作物：すべり台、スウィング遊具、パーゴラ、ベンチ等		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和44年10月30日 <前回更新許可> 平成29年1月25日 <許可期限> 令和3年9月30日 (河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり	7. 保全利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8. 処理	

<補足>・A4横書き1枚程度　・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点での左半分まで記載済み（1～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成）
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる　・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

平面図

20 電線管敷設 L=79.0m

18 防護柵設置 L=111.0m

19 水道管敷設 L=116.0m

真砂土入替 A=800㎡

凡例

- 防護柵設置
- 水道管敷設
- 電線管敷設

施設一覧

1	中 流型台 (プラ製)	SL-66	1基	11	散水栓		3基	21	門扉設置	2基
2	リンクミニ (0.10x5)	LK-09	1基	12	園名板	PCキヤリ影景内板 (小)	GYB-CSS	22	河川占用許可標識	1基
3	リンク (ベタ)	SR-0248A	1基	13	標示板		NS-1190	23		
4	パーゴラ (4.5×6.0m)	2250	1基	14	樹 木	長 エド・ヒカ'ン		24		
5	野 外 卓	ET-09	1基	15	樹 木	長 シダ・レサカラ		25		
6	背のばしベンチ	HR-12	2基	16	樹 木	長 シダ・レウメ (赤・白)		26		
7	ベンチ大型 (1.8mアーム付)	BK-1100 1772	5基	17	樹 木	イロハモミジ		27		
8	収納庫		1基	18	防露網設置	巾=1.8m				
9	引込柱 (公園灯)	XDKW0163 DOB1313A BPP2001	1基	19	水道管敷設	φ20mm				
10	公園灯	YEV42873 YD4509HN	3基	20	電線管敷設	φ30mm				

現況写真



①全景（上流側より）



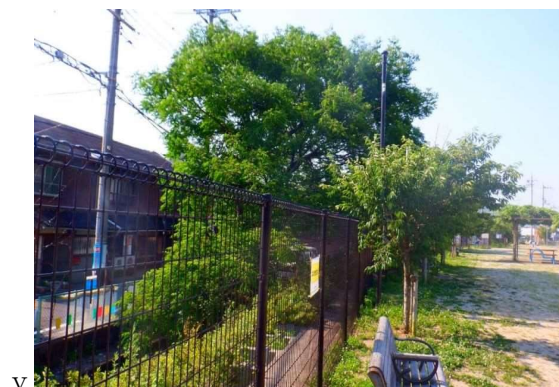
②全景（下流側より）



③パーゴラ、ベンチの状況



④ポット植えツツジの状況



⑤センダンの状況



⑥クワ伐採後の状況

取組状況報告書 天王宮児童遊園地（川西市） 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	植栽に関しては今後も持続的に対応してほしい。	引き続き植栽の管理に努めている。	引き続き植栽の管理に努めている。		
2	ポット植のツツジの手入れに気を配っていただきたい。	ポット植のツツジも含め、引き続き植栽の管理に努めている。	ポット植のツツジも含め、引き続き植栽の管理に努めている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	エドヒガン等植栽植物については、灌水や枝落とし、薬物処理等を適切に行うことが必要である。	H30年度にエドヒガン等について自然樹形の整枝剪定を実施し、薬剤処理を行いました。		
2	占用区域内に侵入し、サクラの生育を阻害しているセンダンについては、枝払いが必要である。	センダンについては、私有地に自生している個人所有木であるため、継続して所有者と協議してまいります。		
3	クワについては環境学習の教材になりうるので、大切に见守っていただきたい。	クワについては、水門用地(上下水道局管理)に自生していましたが、当該水門は増水時に水位調整する重要な施設で、浚渫などの維持管理に支障があったため管理者である上下水道局にて、止むを得ず伐採されました。		



甲様式1

国近整猪占調河占第72号

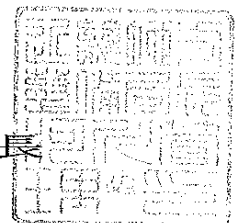
許 可 書

住所
氏名 川西市

平成28年11月24日付け28川み道公第25号で申請のあった土地の占用（天王宮児童遊園地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 1月25日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 公園（天王宮児童遊園地）
及び態様 態様は別紙のとおり
- 3 場 所 川西市小戸3丁目388番地先から
池田市木部町588-1番地先まで
（右岸11.4k+130m～11.6k+10m）
- 4 占用面積 1,036.47㎡
（兵庫県側：691.05㎡ 大阪府側：345.42㎡）
- 5 占用期間 平成28年12月 1日から平成33年 9月30日まで
- 6 許可の条件
 - （1）許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
 - （2）この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
 - （3）この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
 - （4）この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
 - （5）占用料は、別途大阪府知事及び兵庫県知事が定めるところによる。
 - （6）出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
 - （7）次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
 - （8）この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
 - （9）この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責

任において処理すること。

(10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

(11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

- 一 占用の期間を満了したとき。
- 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
- 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
- 四 占用の許可が取り消されたとき。

(12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。

一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。

三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。

イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。

ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。

ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。

四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。

(14) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

別紙

2. 占用の目的及び態様

名 称	構造又は能力	数 量
すべり台	中型（ステンレス張）	1基
エアープレイン遊具	飛行機	1基
スウィング遊具	パンダ	1基
パーゴラ	鋼製（ブロック舗装）	1基
野外卓	リサイクルウッド	1基
背伸ばしベンチ	鋼製（座板木製）	2基
ベンチ	鋼製（座板木製）	5基
収納庫	コンクリートブロック製	1箇所
引込柱	ステンレス製	1基
公園灯	ステンレス製	3基
散水栓	FRP製	5基
園名板	擬木	1基
標示板	アルミ製	1基
植栽	桜 エドヒガン	8本
植栽	桜 シダレサクラ	1本
植栽	梅 シダレウメ	2本
植栽	紅葉樹 イロハモミジ	3本
防護柵	パネルフェンス	111.0m
水道管	塩化ビニール管 $\phi 20\text{mm}$	116.0m
電線管	FEP管 $\phi 30\text{mm}$	79.0m
門扉	W=1.0m	2箇所
河川占用標識	アルミ製	1基

個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 第1号猪名川河川敷緑地（伊丹市）

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の利用形態	園路：自転車道 幅員 3.0m 延長 501.0m 便益施設：ベンチ 8基 進入路 幅員 4.0m 延長 55.0m 広場：芝生広場 8,520 m ²				
占用面積	10,243.64 m ²	付帯施設等	特になし		
許可の経緯	<当初許可>昭和52年8月26日 <前回更新許可>平成29年3月1日 <許可期限>令和3年12月31日		利用者数 ・ 団体数	R3.4.20 15:00 頃利用者 10名程度 R3.6.15 15:00 頃利用者 20名程度	
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地				
周辺の土地利用の状況	・ 占用地は都市緑地の猪名川河川敷緑地として位置付けられており、堤防上の県道伊丹池田線を挟んだ隣接する堤内地は、自動車工場の敷地となっております。 ・ 上流側は池田市域であり、下流側には国道171号の軍行橋と接しています。 ・ 占用区域と河川側との間は河川敷内通路があり、河川側には若干の河川植生が残っています。				
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 総合計画では、河川、水路、池、緑地、ビオトープなどについて、そのネットワーク化を推進するとともに、多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と維持管理に努めている。 ・ みどりの基本計画では、自然環境との共生、また生物多様性の保全を目指して、昆陽池公園や伊丹緑地、猪名川等を生態系ネットワークの骨格として位置付けている。 ・ また、猪名川・武庫川の両河川は貴重な潤いあるみどりのオープンスペースであり、かつ生き物の生息環境となっている都市施設緑地として位置付け、生物多様性保全に配慮し、維持・継承するとしている。				
その他特記事項					

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初の緑のマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) 管理主体は伊丹市である。自由広場と位置づけて多くの方に利用していただくことを目的としているが、ゴルフ・野球・サッカー他、他人のめいわくとなる行為は禁止している。		
	(不法占用) 現在、不法占用物は存在しない。巡回等でそのような物が発見された場合は、張り紙等で所有者に撤去を求めるとともに、一定期間（1ヶ月を基準）を過ぎても放置されている場合は公園管理者の権限で撤去処分若しくは一時保管を行う。		
	(維持管理計画) 公園管理者によって、年2回(6月、8月頃)の除草作業を実施する。		
利用状況	(利用者・利用ルール) これまでの池田市の少年野球チームの不法占用以外に独占的な利用報告はなく、元来の目的で草地の自由広場として利用されている。		
	(駐車場) 現在、駐車場はない。一部の利用者からは設置要望があるが、現状の利用や維持管理の観点からはその必要性はないと考えている。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 公園管理者によって、年2回(6月、8月頃)の除草作業を実施している。		
	(環境意識の啓発) チガヤなど河川自然植生の回復にも努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図		管理体制		
占用内容変更による河川環境への影響				
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8. 0K
----	-------	------	----	------	-----	----	--------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまり・湛水域などの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の水際部でツルヨシ群集やジャヤナギーアカメヤナギ群集、セイタカヨシ群落が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ミコシガヤ、ノコンギクが確認されている。 - 鳥類は、ツルヨシ群落やセイタカヨシなどの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カイツブリ・コサギ・オオバン・カワセミ・ササゴイ・コサギ・ヒバリ・ハクセキレイ・オオヨシキリ・セッカが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ニホンイシガメ・ウシガエル・ヌートリア・イタチ属、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・トノサマガエルが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミ・ニホンイシガメ・ニホンスッポンが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、流れのある環境ではカマツカ・アユ・アブラハヤの個体数が多い。湛水域ではドジョウ・ギギ・ナマズ・ミナミメダカ・タモロコ等が確認されている。重要種は、アユ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナミメダカ・ドンコ・ウキゴリ・スジシマドジョウ・シマドジョウ・ミナミメダカ・ニホンウナギが確認されている。 - 底生動物は、ヌマエビ属・オオシマトビケラなどの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・キイロサナエ・アオサナエ・コオイムシ・ヨコミズドロムシ・ヒラマキムズマイマイが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではコフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシ・セスジイトトンボ・アキアカネ・ムスジイトトンボが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・セイタカヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 - ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナミメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・フジバカマ(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約 20m - 水際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした抽水植物帯から成る。 - 当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられる。
	水面との 高低差	約 2～3m

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01010	占用目的	緑地	許可受者	伊丹市	場所	L8.0K
----	-------	------	----	------	-----	----	-------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 全景(下流から上流を望む)



② 全景(上流から下流を望む)



③ベンチの設置状況

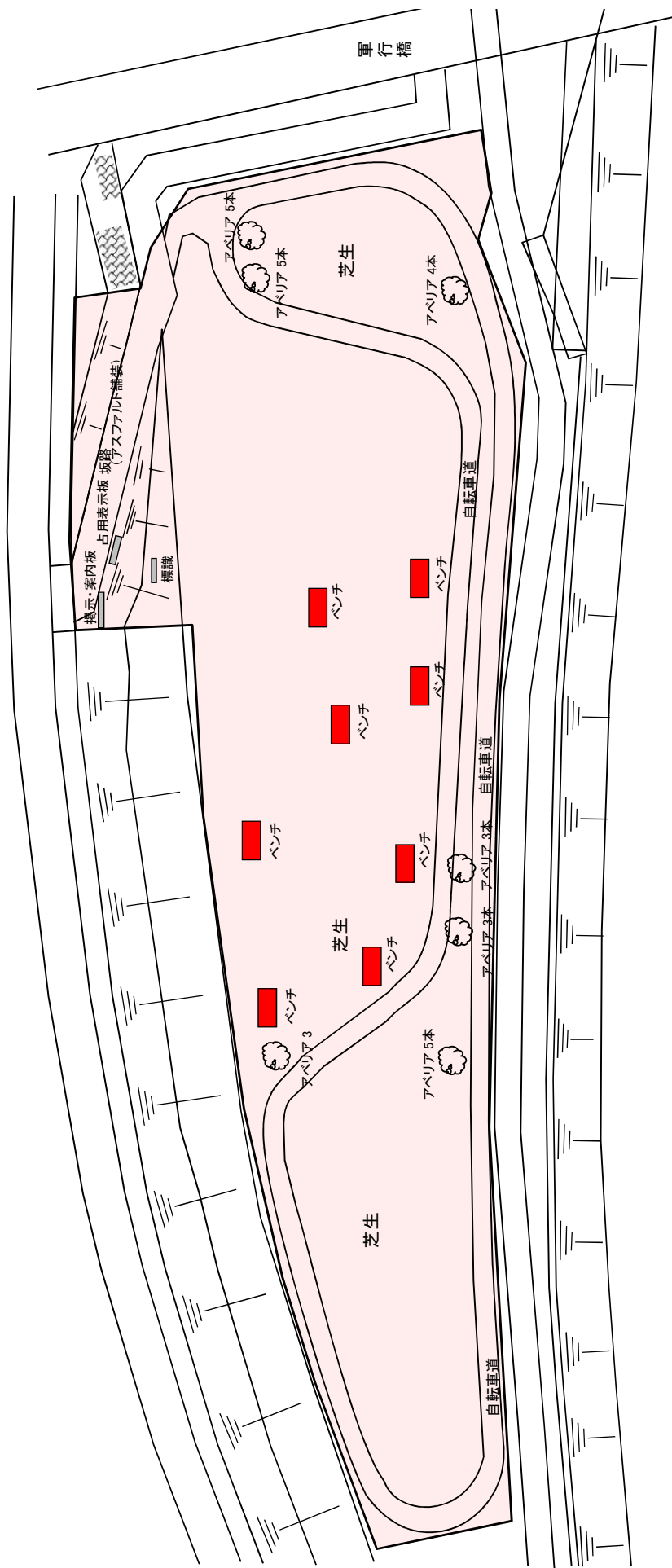


④ 利用ルール看板設置状況



⑤利用ルール看板

平面図



占用区域



施設名	数量	単位	備考
自転車道	1503	m ²	
進入路	220	m ²	
アベリア	30	本	
芝生	8520	m ²	
占用表示板	1	基	
掲示・案内板	1	基	
標識(危険防止立て札)	1	基	
ベンチ	8	基	

河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	河川として望ましい植生を検討する余地はある。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	○	一部に園路舗装があるが、大部分が草地であり連続性が確保されている。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない ー: 該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルトを使用している。	△	園路の舗装についてはさらなる工夫の余地がある。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	適宜注意看板等を設置している。	△	利用ルールの看板で一般的な緑地保全を啓発しているが、生物・植生等の自然環境保全に関して工夫の余地がある。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	河川高水敷の草地広場として、年2回の除草を行う等の自然環境保全に取り組んでいる。	×	公園管理としての除草以外には、特に河川愛護活動等の取り組みはされていない。	

生物多様性の保全・再生

河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1 利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である。	△	川と触れ合う施設ではないが、河岸にアプローチできる場所にある。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	△	巡回時に利用者数を確認している。	△	正確な数字ではないが、巡回時の確認により、利用状況が推定できる。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	緑地内への自動車・単車の乗り入れ禁止、ゴルフの禁止等、利用上のルールを定めている。	○	自動車等の乗り入れ禁止、ゴルフ禁止等のルールは定められている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	△	適宜、注意看板を設置している	△	利用ルール、注意事項は看板で明示されているが、緊急時の連絡先は表示されていない。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	独占的な利用はされていない	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない	-	駐車場はない	-	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない	-	駐車場の計画はない	
駐車場								

河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	現地に事務所等はないが、巡回や利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	伊丹市により適宜巡回が実施され、利用者の通報等にも対応する体制がとられている。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	施設は適正に管理されている	△	除草作業は適切に実施されているが、除草以外の管理(清掃・巡回等)については具体の計画がない。	
不法占有	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	現在、不法占有物はない	○	不法占有物件はない。	

取組状況報告書 第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第2回)	中間報告時の市の回答 (R1年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈りの高さ・野生群落再生に配慮すること。	草刈りの高さ、野生群落再生に配慮し、適切な維持管理に努めている。	草刈りの高さ、野生群落再生に配慮し、適切な維持管理に努めている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (R1年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草地の管理目標としては年2回の刈り取りで成立する植生としてチガヤの優占群落を目指すことが良いと考えられる。	チガヤの種子を河川敷で採取し、播種するなど、優先群落の拡大を検討している。		
2	除草回数が予算制約で増やせない場合にも、刈り取り時期に配慮する等、効率的な実施に取組まれたい。	年2回の刈り取りの内、1回目はチガヤの種子が形成する時期(6月)に実施し、2回目は植物の状況を確認し、適切な時期に実施している。(R3年度は8月予定)		



甲様式 1

国近整猪占調河占第101号

許 可 書

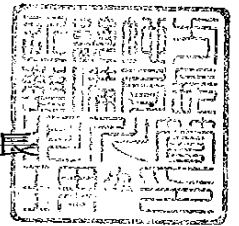
住所

氏名 伊丹市

平成29年1月13日付け伊市環公第626号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（第1号猪名川河川敷緑地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 3月 8日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

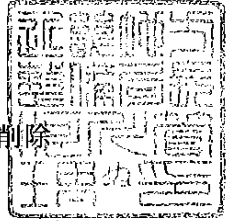
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園(緑地)
- 3 場所 伊丹市下河原字西ノ倉403, 409, 410番地先
(左岸8.0km付近)
- 4 工作物の名称
又は種類 第1号猪名川河川敷緑地
- 5 工作物の構造
又は能力
 - 自転車道 幅員3.0m 延長501.0m
 - 路盤 厚さ10cm 粗粘土 厚さ5cm
 - 進入路 幅員4.0m 延長55.0m
 - 路盤 厚さ10cm 粗粘土 厚さ20cm
 - 修景施設
 - 植栽 アベリア30本
芝生(野芝) 8,520㎡
 - 管理施設
 - 掲示板 案内板 1基
 - 標識 危険防止立て札 1基
 - 便益施設
 - ベンチ 8基
- 6 工期 _____
- 7 占用面積 10,243.64㎡
- 8 占用期間 平成29年 3月 1日から平成33年12月31日まで

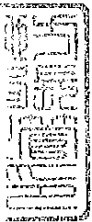


第9項第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(11)号、第(13)号及び第(14)号全文削除



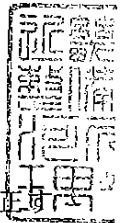
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~その許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~その許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~その許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれ



らの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

- (11) ~~その許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~その許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~その許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、その許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改定することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (21) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう



- 取り組むこと。
- (22) この許可に係る工作物の内、便益施設(ベンチ)を改築するときは可搬式のものとすること。



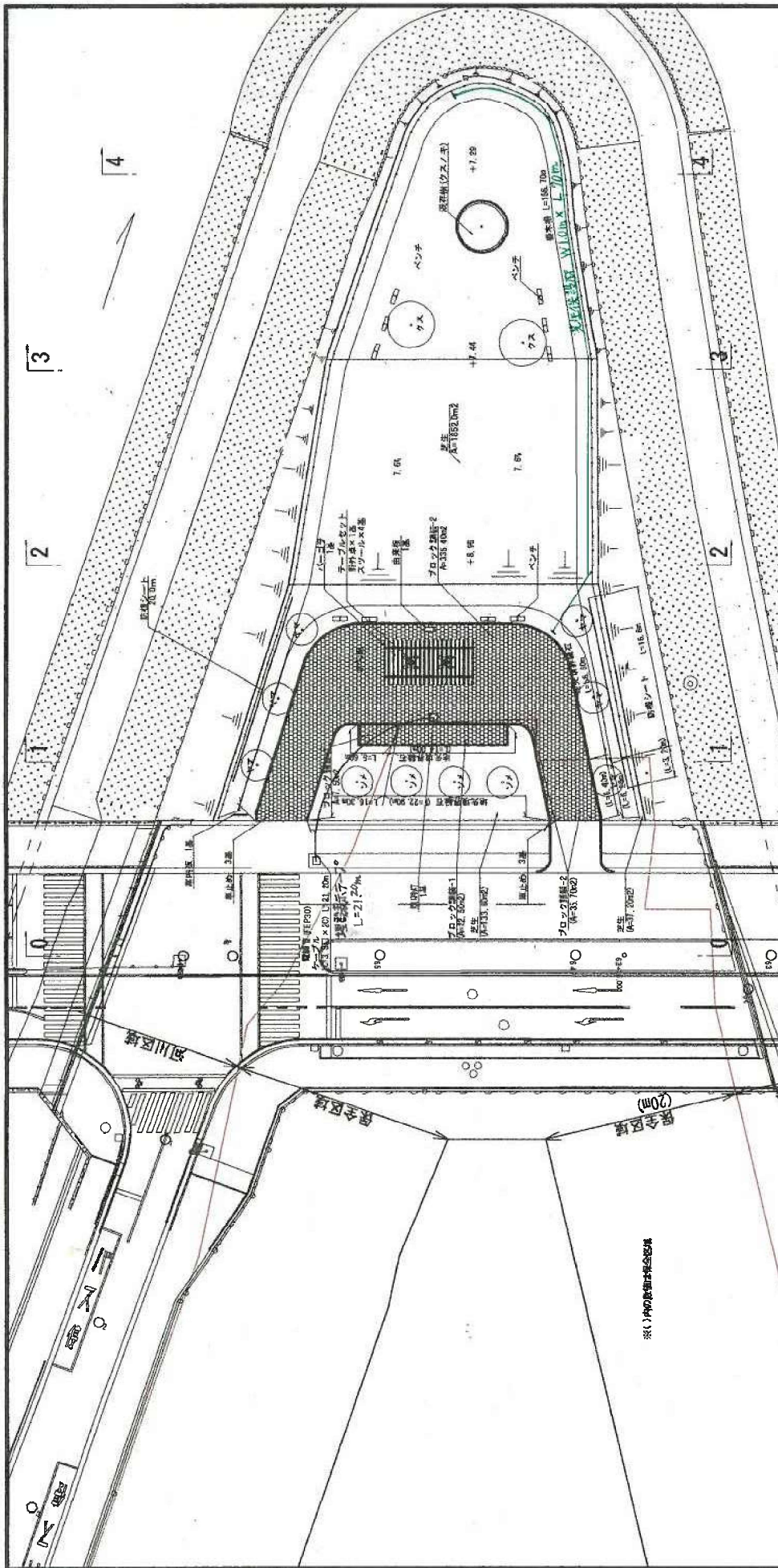
個別占用案件のカルテ（許可更新）

- ③ 猪名川・藻川自転車歩行者専用道路休憩施設
（おおぞら広場）
（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 (おおぞら広場)			
2. 今回申請種別	報告案件			
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 0.6km 付近～藻川左岸 0.0km 付近 目的：猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設 占用面積：2416.00 m ² 工作物：別紙のとおり			
4. 許可の経緯	<当初許可> H18. 11. 15 <前回更新許可> H28. 12. 26 <許可期限> R 3. 9. 30		7. 保金利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理	

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



工事区分	工種	記号	単位	数量	単価	計	単位	数量
植栽工	花壇・花壇	クマノキ	株	2	100.00	200.00	株	2
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1
植栽工	花壇・花壇	ツバキ	株	1	100.00	100.00	株	1

工事区分	工種	記号	単位	数量	単価	計	単位	数量
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1
電気設備工	照明器具	照明器具	台	1	21,200.00	21,200.00	台	1

設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄
設計者	山手 伸 雄

現況写真



①全景（西側入口付近より）



②全景（道路側より）



③全景（東側入口付近より）



④ベンチの状況、



⑤由来板の状況



⑥パーゴラ、テーブルセットの状況

取組状況報告書 猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設(おおぞら広場) (尼崎市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H28年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	法面のクズの処理を適切に すること。	(許可更新時に対応済み)	年間除草にて対応している。		
2	夏の利用促進のためパーゴ ラにクズ等の植物を絡ませる (クズ棚)等検討されたい。	関係課と検討を行った結果、 維持管理に問題があるため、 施工しない状況です。	施工はしていない。		
3	スプレー缶の落書きがあるた め、対処されたい。	(許可更新時に対応済み)	落書きは消去済みである。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈りの時期は4・8・10月を続けること。	継続して実施している。		
2	法面のクズの処理を適切に行うこと。	年間の除草にて対応している。		
3	パーゴラについて、クズ柵やフジ柵等検討いただきたい。	関係課と相談した結果、施工はしていないが、今後実施できるよう検討していきたい。		
4	クスノギについて、伸びている枝を剪定し、形を整えた方がよい。	樹形維持のための剪定は予算の問題もあり実施困難であるが、通行の支障となる枝など必要な剪定は行っていく。		
5	草原の管理目標としてチガヤや群落を考えてはどうか。	現状では実施できていないが、今後検討していきたい。		

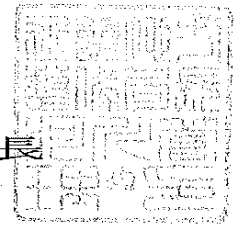
許可書

住所
氏名 尼崎市

平成28年9月28日付け尼道第5850号で申請のあった土地の占用（猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年12月26日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川、藻川
- 2 占用の目的 猪名川藻川自転車歩行者専用道路休憩施設
及び態様 態様は別紙のとおり
- 3 場 所 尼崎市東園田町8丁目地先
(猪名川右岸0.6km付近～藻川左岸0.0km付近)
- 4 占用面積 2,416.00㎡
- 5 占用期間 平成28年10月 1日から平成33年 9月30日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障

に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

- 一 占用の期間を満了したとき。
- 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
- 三 占有若しくは工作物の用途を廃止したとき。
- 四 占用の許可が取り消されたとき。

- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

- (13) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他の適切な方法により点検を行うこと。
- 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

- (14) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占有となるよう取り組むこと。



別紙

2 占用の目的及び態様

名 称	構造又は能力	数 量	備 考
照明灯	H=4.8m	1基	
電線管（埋設）	FEP30	21.2m	
ケーブル	CV3.5□×2C	21.2m	
埋設表示テープ	幅150	21.2m	
ブロック舗装	t=60	7.5m ²	
ブロック舗装	t=80	335.4m ²	
地先境界縁石	150×150×600	78.5m	
ベンチ	W1500×D400×H400	16基	
テーブルセット	野外卓×1, スツール×4	2基	
由来板	W=2400×D800×H1000	1基	
案内板	W=2300×D150×H2450	1基	
擬木柵	H=1100、支柱@1500	156.7m	
車止め	可動式	3基	
パーゴラ	W=4500×D=9200×H2747	1基	
防根シート	ポリプロピレン製	36.8m	
植栽	クスノキ	3本	
	ヤマザクラ	5本	
	ソメイヨシノ	1本	
	芝生	1852.0m ²	
芝生保護材		70.0m ²	